

# 会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 平成29年9月1日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番 藤田尚美君  
2番 秋山泉君  
3番 尾野政子君  
4番 甲斐徳之助君  
5番 守屋常雄君  
6番 杉森弘之君  
7番 須藤京子君  
8番 黒木のぶ子君  
9番 池辺己実夫君  
10番 市川圭一君  
11番 伊藤裕一君  
12番 長田麻美君  
13番 山本伸子君  
14番 遠藤憲子君  
15番 鈴木かずみ君  
16番 利根川英雄君  
17番 山越守君  
18番 板倉香君  
19番 柳井哲也君  
20番 中根利兵衛君  
21番 小松崎伸君  
22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	早 川 広 行 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
農業委員会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	岡 野 稔 君
建 設 部 次 長	藤 田 聡 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
書記	飯村	彰君

平成29年第3回牛久市議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	9月1日	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 会</li> <li>○会議録署名議員の指名</li> <li>○諸般の報告</li> <li>○会期の決定</li> <li>○議案上程 (53号～60号、認定1号)</li> <li>○提案者説明</li> <li>○決算特別委員会設置の件</li> <li>○議案上程 (61号～63号、諮問20号、諮問21号)</li> <li>○提案者説明</li> <li>○質 疑</li> <li>○討 論</li> <li>○採 決</li> <li>○決議案上程 (3号)</li> <li>○提案者説明</li> <li>○意見書案上程 (7号～10号)</li> <li>○提案者説明</li> <li>○休会の件</li> <li>○散 会</li> </ul>
第2日	9月2日	土	休 会	
第3日	9月3日	日	休 会	
第4日	9月4日	月	休 会	議案調査

第5日	9月5日	火	午前10時	○開 議 ○一 般 質 問 ○延 会
第6日	9月6日	水	午前10時	○開 議 ○一 般 質 問 ○延 会
第7日	9月7日	木	午前10時	○開 議 ○一 般 質 問 ○散 会
第8日	9月8日	金	午前10時	○開 議 ○議 案 上 程 (53号~60号、認定1号) ○決 議 案 上 程 (3号) ○意 見 書 案 上 程 (7号~10号) ○質 疑 ○委 員 会 付 託 ○休 会 の 件 ○散 会
第9日	9月9日	土	休 会	
第10日	9月10日	日	休 会	
第11日	9月11日	月	休 会	○決算特別委員会
第12日	9月12日	火	休 会	○決算特別委員会
第13日	9月13日	水	休 会	○決算特別委員会
第14日	9月14日	木	休 会	○総務常任委員会
第15日	9月15日	金	休 会	○教育民生常任委員会

第16日	9月16日	土	休 会	
第17日	9月17日	日	休 会	
第18日	9月18日	月	休 会	
第19日	9月19日	火	休 会	○産業建設常任委員会
第20日	9月20日	水	休 会	議 事 整 理
第21日	9月21日	木	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 議</li> <li>○議案上程 (53号～60号、認定1号)</li> <li>○決議案上程 (3号)</li> <li>○意見書案上程 (7号～10号)</li> <li>○請願上程 (4号)</li> <li>○各委員長報告</li> <li>○委員長に対する質疑</li> <li>○討 論</li> <li>○採 決</li> <li>○閉会中の事務調査の件</li> <li>○閉 会</li> </ul>

## 平成29年第3回牛久市議会定例会

### 議事日程第1号

平成29年9月1日(金) 午前10時開会

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定
- 日程第 3. 議案第53号 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第54号 牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第55号 牛久市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第56号 平成29年度牛久市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 7. 議案第57号 平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8. 議案第58号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9. 議案第59号 土地取得について
- 日程第10. 議案第60号 工事請負契約の締結について
- 日程第11. 認定第 1号 平成28年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12. 決算特別委員会の設置について
- 日程第13. 議案第61号 牛久市教育委員会委員の任命について
- 日程第14. 議案第62号 牛久市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15. 議案第63号 牛久市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16. 諮問第20号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17. 諮問第21号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18. 決議案第3号 駅前を含む公共施設等における受動喫煙対策を求める決議について
- 日程第19. 意見書案第 7号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第20. 意見書案第 8号 医師及び看護師の増員を求める意見書の提出について
- 日程第21. 意見書案第 9号 受動喫煙防止対策を進めるための法整備を求める意見書の提出について
- 日程第22. 意見書案第10号 教員の過労死・長時間労働の抜本的改善を求める意見書の提出について

日程第23. 休会の件

午前9時57分開会

○議長（板倉 香君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第3回牛久市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

---

○

会議録署名議員の指名

○議長（板倉 香君） 会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番伊藤裕一君、12番長田麻美君をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

まず、今期定例会に提出のあった案件は、市長提出議案第53号ないし議案第63号の11件、認定第1号の1件、諮問第20号及び諮問第21号の2件、決議案第3号の1件、意見書案第7号ないし意見書案第10号の4件、請願第4号の1件、陳情第1号の1件、要請書第1号の1件であります。

なお、今期定例会において、本日までに受理した請願はお手元に配付のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたから報告いたします。

また、陳情第1号の1件及び要請書第1号の1件につきましては、内容を十分検討の上、考慮されますようお願いいたします。

次に、市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第7号及び報告第8号の2件の専決処分について報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、市長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告第9号、健全化判断比率等の報告について報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、市長から地方自治法施行令第145条第2項の規定により、報告第10号、平成28年度継続費精算報告について報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、去る第2回定例会において可決されました原発事故避難者に対する住宅支援の復活を求める意見書につきましては、内閣総理大臣を初め、関係機関へそれぞれ提出いたしましたので報告いたします。

次に、今期定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。



会期の決定

○議長（板倉 香君） お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月21日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの21日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第53号ないし日程第10、議案第60号及び日程第11、認定第1号の9件を一括議題といたします。



議案第53号 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第54号 牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例について

議案第55号 牛久市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

議案第56号 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

議案第57号 平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第59号 土地取得について

議案第60号 工事請負契約の締結について

認定第1号 平成28年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） おはようございます。

本日、平成29年第3回の牛久市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位に御出席を賜り、ここに開会でき得ますことを心から感謝申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案は、条例の改正、補正予算、土地取得、工事請負契約の締結、人事案件、決算の認定など全部で14件であります。

平成28年度決算の状況につきましては、先般の市議会議員全員協議会におきまして、その概略を御説明したところでございますが、改めてその一端を御報告申し上げます。

歳入面においては、地方税が増収となった一方で、譲与税、交付金及び繰入金が減少となり、歳出面においては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が増加したものの、投資的事業等が減少したことにより、結果としては、歳入歳出ともに前年度決算から減少となりました。

しかしながら、扶助費の決算状況といたしましては、国の施策である年金生活者等支援臨時福祉給付金及び障害者介護給付費の増額により、本年度も増額となっております。

先月発足した第3次安倍第3次改造内閣では、安倍政権の新たな看板施策の一つとして、「人づくり革命」が掲げられ、その5つのテーマの一つに、「全世代型の社会保障への改革」が示されました。

社会保障関係経費は、これまでも増加の一途をたどっており、これに加え、今後の国の施策のいかんによってさらなる負担増を懸念するところであります。これに対し、その原因を「少子高齢化」の一言で終わらせるのではなく、その要因を的確に捉え、しっかりと着実な対応に取り組むことが必要でございます。決して、その対応に追われ、牛久市のまちづくりが停滞するようなことのないよう、将来に希望の持てる、未来をひらくまちづくりを着実に、かつ、スピード感を持って前進させていく所存でございます。

それでは、人事案件を除く議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案第53号は、牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、牛久市立下根中学校から分離新設する中学校の名称及び位置を定めるとともに、既存の小中学校の位置の表記について改正するものでございます。

議案第54号は、牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、条例の文言を改めるとともに、当該条例の有効期限を5年間延長するため改正するものでございます。

議案第55号は、牛久市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正に伴い、条例の題名、引用条項及び文言について改めるものでございます。

議案第56号は、平成29年度牛久市一般会計補正予算（第1号）でありまして、既定の予算額に4億5,645万2,000円を追加し、予算の総額を260億6,645万2,000円とするもので、歳入歳出予算、継続費及び地方債について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算補正のうち、歳入の主なものとしたしましては、国庫支出金につきま

しては、住民票等への旧姓表記に対応するための基幹システム改修に対する社会保障・税番号制度システム整備費補助金を計上するものであります。

繰越金は、平成28年度決算に伴う実質収支額の予算計上を行うものであり、実質収支額のうち、当初予算措置を行った4億円を除いた残額分を増額計上するものであります。

市債は、牛久運動公園武道場建設事業費の増額に伴い、牛久運動公園武道場建設事業費債を増額するものであります。

最後に、繰入金は、本補正予算を調製した結果、財政調整基金への繰り戻しを行うものでございます。

歳出の主なものとしては、総務費の総務管理費は、地方財政法第7条第1項に基づく前年度実質収支額の2分の1相当額の財政調整基金への積立金の計上及び既に納税された法人市民税のうち、事業者の更正の請求に伴い還付事案が発生したことによる償還金の増額計上でありませぬ。

民生費の社会福祉費は、国民健康保険事業特別会計における前年度実質収支額の補正予算計上に伴う一般会計繰出金の減額であります。

衛生費の保健衛生費は、住宅におけるエネファーム設置に対する茨城県補助分を増額計上であります。これまでは、市が単独で4万円の補助を行ってまいりましたが、茨城県が5万円の上乗せを行うものであります。

土木費の都市計画費は、公共下水道事業特別会計における前年度実質収支額の補正予算計上に伴う一般会計繰出金の減額であります。

教育費の保健体育費は、「いきいき茨城ゆめ国体」開催に向けた国体運営基金への積立金の増額計上及び牛久運動公園武道場新築事業費の増額計上であります。

牛久運動公園武道場新築事業につきましては、完成後、武道場としての利用はもちろんのこと、その他のさまざまな活動での利用や福祉避難所として、さらには牛久市に限らず、より広域的な地域の防災拠点としての機能を担う施設であることから、空調機器の整備は不可欠であると判断し、予算の増額を行い、建築工事とあわせて施工するものであります。

なお、当該事業は、平成30年度までの継続事業として予算措置を行っており、今回の事業費の増額に伴い、第2表の継続費補正において、総額及び年割額の変更を行うとともに、第3表の地方債補正において、その財源としての地方債の増額を行うものでございます。

議案第57号は、平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、既定の予算額に2,676万3,000円を追加し、予算の総額を101億5,076万3,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

歳出につきましては、来年度から開始される国民健康保険事業の県域化に対応するためのシ

ステム構築費を計上するものであり、財源につきましては、国庫支出金の国民健康保険制度関係準備事業費補助金を充てるものであります。

このほか、歳入につきましては、繰越金は、平成28年度決算に伴う実質収支額の予算計上を行うものであります。繰入金は、本補正予算を調製した結果、一般会計繰入金の繰り戻しを行うものであります。

議案第58号は、平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、既定の予算額に2,637万3,000円を追加し、予算の総額を23億6,437万3,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものでございます。

歳出につきましては、過年度分消費税の修正申告に伴う不足分を増額計上するものであり、歳入につきましては、繰越金は、平成28年度決算額確定に伴う実質収支額の計上であり、繰入金は、本補正予算を調製した結果、一般会計繰入金の繰り戻しを行うものであります。

議案第59号は、土地取得についてであります。

本件は、牛久運動公園敷地の賃貸人から、賃借人である牛久市に対して売却の申し出があったため、借地している土地の一部を取得するものであります。

議案第60号は、工事請負契約の締結についてでございます。

本件は、下町第三雨水幹線管渠布設工事について、工事請負契約を締結するものであります。集水面積44.6ヘクタールの雨水幹線を整備する一環として、牛久市南1丁目地内に縦2メートル、横2メートルのボックスカルバートを82メートル布設するものであります。去る8月2日に一般競争入札を行い、樋口・桂特定建設工事共同企業体が1億9,500万4,800円で落札したものでございます。

認定第1号は、平成28年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてであります。

各決算は、議決されました予算を地方自治法の本旨に基づき執行したもので、関係書類は全て監査委員の審査に付してありますので、審査意見書を添付し、議会の承認を求めるとでございます。決算の内容につきましては、決算書及び決算認定附属資料により御理解を賜りたいと存じます。

以上が、条例の改正、一般会計及び特別会計の補正予算等の概要であります。詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第12、決算特別委員会の設置について。



決算特別委員会の設置について

○議長（板倉 香君） お諮りいたします。

今期定例会に上程されております認定第1号を審査するため、委員会条例第6条の規定により、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において1番藤田尚美議員、4番甲斐徳之助議員、6番杉森弘之議員、9番池辺己実夫議員、10番市川圭一議員、11番伊藤裕一議員、12番長田麻美議員、13番山本伸子議員、14番遠藤憲子議員、15番鈴木かずみ議員、17番山越 守議員、以上11名の議員を指名し、選任いたします。

なお、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、委員会条例第10条第1項の規定により、議長において決算特別委員会を本日本会議終了後直ちに招集しますので、委員は議員会議室に御参集ください。

### 決算特別委員会委員

委員	藤田尚美	委員	甲斐徳之助
委員	杉森弘之	委員	池辺己実夫
委員	市川圭一	委員	伊藤裕一
委員	長田麻美	委員	山本伸子
委員	遠藤憲子	委員	鈴木かずみ
委員	山越 守		

次に、日程第13、議案第61号ないし日程第15、議案第63号、日程第16、諮問第20号及び日程第17、諮問第21号の5件を一括議題といたします。

議案第61号 牛久市教育委員会委員の任命について

議案第62号 牛久市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第63号 牛久市固定資産評価審査委員会委員の選任について

諮問第20号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第21号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） 議案第61号は、牛久市教育委員会委員の任命についてでございます。

本件は、現教育委員会委員であります芦田亜理香氏が、本年9月30日をもって任期満了となるため、芦田氏を引き続き任命しようとするものでございます。

芦田氏は、識見、人格ともにすぐれた方であり、牛久市の教育行政を担う適任者であると確信し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、今回の任命による芦田氏の任期は、平成33年9月30日までとなります。

議案第62号及び議案第63号は、牛久市固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本件は、現固定資産評価審査委員会委員であります出来尾穂子氏及び今村純子氏が、本年9月20日をもって任期満了となるため、両氏を引き続き選任しようとするものでございます。

両氏は、識見、人格ともにすぐれた方であり、固定資産評価審査委員会委員としての適任者であると確信し、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、今回の選任による両氏の任期は、平成32年9月20日までとなります。

諮問第20号及び諮問第21号は、人権擁護委員の推薦につき、議会の意見を求めることについてでございます。

現人権擁護委員でありますワカタケ栄吾郎氏及び村山憲子氏が、平成29年12月31日をもって任期満了となるため、新たに上柏田在住の大西 敦氏及び井ノ岡町在住の山岡英子氏を推薦するものであります。

両氏は、識見、人格ともにすぐれ、また広く社会の実情に通じ、これまでの熱心な活動から人権擁護委員として適任者であると確信し、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

何とぞ御同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第61号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第61号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第62号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第62号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第63号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議案第63号についての質疑を終結いたします。

次に、諮問第20号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で諮問第20号についての質疑を終結いたします。

次に、諮問第21号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で諮問第21号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第61号ないし議案第63号、諮問第20号及び諮問第21号の5件については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号ないし議案第63号、諮問第20号及び諮問第21号の5件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。14番遠藤憲子君。

〔14番遠藤憲子君登壇〕

○14番（遠藤憲子君） それでは、議案第61号について討論をいたします。

人事案件につきましては、議員全員協議会でも多数の意見が出されたところです。

今回の保護者代表といたしましては、1期4年といたし、他の学校から保護者代表を選出す

べきと考えます。また、一般代表も3期とすべきです。

以上で討論を終わります。

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。15番鈴木かずみ君。

〔15番鈴木かずみ登壇〕

○15番（鈴木かずみ君） 議案第62号について、固定資産評価審査委員会委員の選出についてであります。これにつきましても、全協の中で多々意見が出されておりました。

一般からの選出については、今6期目で、長期にわたって行うべきではないと考えます。まして、前市長時代からの選任であることは、再考すべき時期であったことを一言申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で、討論を終結いたします。

市長より発言を求められておりますので、ここで発言を許します。市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私、先ほどの人権擁護委員で、竹若栄吾郎さんを私、ワカタケ栄吾郎さんとお読みしましたので、訂正いたします。

以上でございます。

○議長（板倉 香君） これより議案第61号ないし議案第63号、諮問第20号及び諮問第21号の5件について、順次採決いたします。

初めに、議案第61号、牛久市教育委員会委員の任命について、本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第62号、牛久市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しまし

た。

次に、議案第63号、牛久市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、諮問第20号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案はこれに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本案は可とすることに決しました。

次に、諮問第21号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案はこれに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本案は可とすることに決しました。

次に、日程第18、決議案第3号についてを議題といたします。



決議案第3号 駅前を含む公共施設等における受動喫煙対策を求める決議について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。13番山本伸子君。

〔13番山本伸子君登壇〕

○13番（山本伸子君） 決議案第3号について、朗読をもって提案理由とさせていただきます。

たばこの煙には、70種類の発がん物質、200種類以上の有害物質が含まれ、そのおかげで人体に有害であることが確認されている。日本では8割が非喫煙者だが、厚生労働省によると、受動喫煙による死者は年間約1万5,000人と推計されている。

また、たばこを吸わない人が受動喫煙によって肺がんや脳卒中などにかかり、余計にかかる医療費が平成26年度1年間で3,233億円に上るという推計が厚生労働省研究班からも発表されている。喫煙者がたばこを吸うことで余計にかかる医療費も、肺がんや胃のがん、脳卒中、虚血性心疾患などで1年間に1兆1,669億円に上ると推計した。

日本の受動喫煙対策はそのおかげから、世界保健機構（WHO）より「世界最低レベル」と指摘されている。国でも、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて受動喫煙を防ぐ対策を強化する健康増進法改正案を目指しており、受動喫煙対策の条例化を進める自治

体も出てきているところである。

特に、平成31年開催の「いきいき茨城ゆめ国体」を控え、多くの選手や関係者が牛久市を訪れることが想定され、花いっぱい運動などで歓迎する取り組みが進められているが、受動喫煙対策もその一環として取り組むことが必要である。

竜ヶ崎市・牛久市医師会牛久支部、牛久市歯科医師会、牛久市薬剤師会からも駅前周辺は子供、妊婦、高齢者などの健康弱者を含む多くの人が集まる公共の場所であり、受動喫煙対策の要望があることから、牛久市においても駅前を含む公共施設等のさらなる受動喫煙対策を行うよう求める。

以上、決議する。

よろしく願いいたします。

○議長（板倉 香君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第19、意見書案第7号についてを議題といたします。



意見書案第7号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。8番黒木のぶ子君。

[8番黒木のぶ子君登壇]

○8番（黒木のぶ子君） 意見書案第7号、教育予算の拡充を求める意見書（案）。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子供たちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が重要課題となっています。

（公財）連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書では、7から8割の教員の1カ月の時間外労働が80時間（過労死ライン）となっていること、1割が既に精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことが明らかにされました。あすの日本を担う子供たちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるように長時間労働の是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われています。しかしながら、地方自治体の財政が圧迫されています。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

こうした観点から、平成30年政府予算編成において、教育予算の拡充が実現されるよう、

強く要望します。

## 記

1. きめ細やかな教育の実現のために少人数学級を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○議長（板倉 香君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第20、意見書案第8号についてを議題といたします。



意見書案第8号 医師及び看護師の増員を求める意見書の提出について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。14番遠藤憲子君。

〔14番遠藤憲子君登壇〕

○14番（遠藤憲子君） 意見書案第8号、医師及び看護師の増員を求める意見書（案）。

医療事故をなくし、安心・安全で行き届いた医療・看護体制を実現するためには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられるような職場や環境を整備していくことが不可欠です。しかしながら、医療現場の実態は、医師及び看護師等の不足が深刻化しています。

茨城県における人口10万人当たりの医師数は、全国47都道府県中で46位、看護師・准看護師数は43位となっています。多くの医師や看護師が長時間診療や仕事に追い回される毎日が続く、医療従事者の4分の3から「仕事を辞めたい」と悲鳴が寄せられているほど、過酷な実態が見受けられます。

このような医療現場の実態に鑑みれば、医師や看護師の大幅な増員が切実に求められています。特に、看護師については少なくとも、「夜間は患者10人に対して1人以上、昼間は4人に対して1人以上」の配置が肝要です。

つきましては、茨城県が早急に医師及び看護師の増員を図るとともに、国に対して、その裏づけとなる予算等拡充の措置への働きかけを行うよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○議長（板倉 香君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第21、意見書案第9号についてを議題といたします。



意見書案第9号 受動喫煙防止対策を進めるための法整備を求める意見書の提出について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。2番秋山 泉君。

〔2番秋山 泉君登壇〕

○2番（秋山 泉君） 意見書案第9号について、朗読をもって提案理由とさせていただきます。

受動喫煙防止対策を進めるための法整備を求める意見書（案）。

喫煙が健康被害をもたらすことは、既に世界的・医学的にも立証をされています。さらに、受動喫煙については、たばこを吸わない人が健康障害をこうむることになるため、社会的な対策が求められています。

厚生労働省の「喫煙の健康影響に関する検討会報告書」（平成28年8月）では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があることが報告されています。受動喫煙では肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があり、小児への影響では、ぜんそくへの既往、乳幼児突然死症候群が報告されています。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5,000人と推計しています。

受動喫煙は防ぐことができるものです。がん予防の観点から受動喫煙対策は非常に重要なものと言えます。平成15年健康増進法で受動喫煙の防止が「努力義務」とされてから、多数の人が利用する施設等の一定の場所での喫煙の禁止と、管理者への喫煙禁止場所の位置の掲示等を義務づけましたが、現在の取り組みでは十分とは言えません。また、世界保健機構（WHO）は、日本における受動喫煙対策は世界の中でも最低レベルと分類しています。

現在、3年後の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、受動喫煙防止対策の強化が求められています。「たばこのない五輪」に向けた取り組みを、日本は国際社会に発信していく必要があります。

そこで、国民の健康を最優先に考え受動喫煙対策を進めるため、下記の点に留意しつつ、早急に法整備するよう強く求めます。

#### 記

1. 屋内の職場及び屋内の公共の場は全て禁煙とするよう求めるWHOたばこ規制枠組み条約第8条の実施のためのガイドライン「たばこ煙にさらされることからの保護」を十分に考慮すること。
2. 屋内における規制については、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。また、未成年や従業員の受動喫煙対策を講じること。
3. 対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。
4. 各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入れて規制を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（板倉 香君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第22、意見書案第10号についてを議題といたします。



意見書案第10号 教員の過労死・長時間労働の抜本的改善を求める意見書の提出について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。6番杉森弘之君。

[6番杉森弘之登壇]

○6番（杉森弘之君） 意見書案第10号、教員の過労死・長時間労働の抜本的改善を求める意見書案を読み上げて、提案理由とさせていただきます。

文部科学省の公表によれば、小学校教諭は平均で平日1日当たり11時間15分、中学校教諭はさらに11時間32分という長時間労働をしているという。

労災に認定される基準で使われる時間外労働の「過労死ライン」は、2カ月平均で月80時間とされ、今回の結果を当てはめると、小学校の約3割、中学校の約6割の教員が80時間、つまり過労死ラインを超えている。

その結果、病気休職者は年間約8,000人、うち約5,000人が鬱病などの精神疾患と言われ、過労死や過労自殺もたびたび起きている。

過労死ラインの長時間労働は、教員の生命と健康を大きく脅かすだけでなく、教育の質そのものを低下させ、児童生徒の教育を受ける権利をも脅かすものである。先生も次々とふえる仕事に追われ、生徒としっかり向き合えない、つらい思いをしていると言われている。

これらのことは、牛久市においても同様の状況にあることが明らかにされている。

よって、国、県におかれては、教員の過労死・過労自殺撲滅並びに長時間労働の抜本的な改善に向け、以下の内容を含めた施策を講じられることを強く要望する。

#### 記

1. いわゆる超勤4項目の規定を改め、タイムカードの導入を含め、労働実態が正しく反映する勤務時間の管理体制を構築し実施すること。
2. 労働時間は、労働基準法第32条の規定を準用し、時間外労働については労働基準法第36条に定められた規定に準じた規定を構築し実施すること。
3. 教職調整額等の制度を改め、時間外労働に対する賃金支払いを正しく実行する制度を構築し実施すること。
4. 教員の事務負担軽減、部活動指導の負担軽減のための対応をとるために、国・県は補助・指導を強め、積極的に取り組むこと。
5. 教員の増員、少人数クラス制の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（板倉 香君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第23、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（板倉 香君） あす2日から4日までの3日間は、休日並びに議案調査のため休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、あす2日から4日までの3日間は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時50分散会